

KPMG Japan e-Tax News

No.193 10 April 2020



税務情報

新型コロナウイルス感染症関連情報

1. 政府与党税制調査会 — 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の公表

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されました。(e-Tax News No.191「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 – 閣議決定](#)」(2020年4月8日発行)にてお伝えしています。)

これに関連し、政府与党税制調査会は「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)」というページにおいて以下の PDF を公表しました。

■ [新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#) (PDF 175.8KB)

この資料の「別紙1」から「別紙12」では、上記の e-Tax News No.191 でお知らせした税制上の措置^(*)等の概要が、例年12月に政府与党から公表される「税制改正大綱」のような形式で示されています。

(*) 財務省の資料の一部修正(2020年4月9日付)に伴い、e-Tax News No.191 (2020年4月8日発行)において納税の猶予制度の特例についてご紹介した記載内容に一部変更があります。詳細は下記「3.」の注書きにてご確認いただけます。

2. 国税庁 — 「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」の公表

国税庁は4月8日、新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約している「[新型コロナウイルス感染症に関する対応等について](#)」のページに、以下の FAQ を掲載しました。

■ [法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ](#) (PDF 822.2KB)

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には期限までに申告等が困難な法人も多いものと考えられます。このFAQはこれらの法人のために取りまとめられたもので、以下の4問のFAQにより、個別の申告期限延長(国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条第3項・第4項によるもの^(*))の手続等が解説されています。

(*) 国税庁よりすでに公表されている「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」(PDF 1.1MB) (e-Tax News No.187「[新型コロナウイルス感染症に関するFAQ/財務諸表のCSV形式データの作成方法](#)」(2020年3月27日発行)にてお伝えしています。)の「2 申告・納付等の期限の個別延長関係」において紹介されています。

問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、その法人の申請により期限の個別延長が認められますが、その「やむを得ない理由」についてはたとえば以下のようなケースが該当することが示されています。

- (1) 法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケース
- (2) 次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケース
 - 体調不良により外出を控えている方がいること。
 - 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること。
 - 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること。
 - 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること。

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には個別に申告・納付期限の延長が認められることがあります。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2ヶ月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行えばよい旨が示されています。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続も個別延長の対象となりますか。

法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続についても、新型コロナウイルス感染症の影響により提出が困難な場合には、個別に期限延長の取扱いがなされる旨が記載されています。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続が必要となりますか。

個別延長の適用を受けるためには、別途申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記すれば足りることが示されています。

また、法人税・消費税及び地方消費税の申告書並びに源泉所得税の所得税徴収高計算書について、上記の付記を行うべき箇所が、書面で提出する場合及びe-Taxで

提出する場合のそれぞれの場面に分けて、申告書等のイメージ図を用いて解説されています。

なお、当初の申告期限以降に申告書を提出する場合における申告期限及び納付期限は、原則として、申告書等の提出日となることが併せて記載されています。

3. 国税庁 —「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新

国税庁は3月25日に公表した、「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ](#)」(PDF 1.1MB) (e-Tax News No.187「[新型コロナウイルス感染症に関するFAQ/財務諸表のCSV形式データの作成方法](#)」(2020年3月27日発行)の「1. 新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」によりお伝えしています。)を更新し、設問に以下の2問を追加しました。

■ 2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 2-2. 法人の期限の個別延長について(4月6日追加)

4月6日に国税庁から「[確定申告期限の柔軟な取扱いについて — 4月17日\(金\)以降も申告が可能です —](#)」(PDF 113.0KB) (e-Tax News No. 190「[国税庁 —『確定申告期限の柔軟な取扱いについて』の公表](#)」(2020年4月6日発行)によりお伝えしています。)が公表されたことを受けて追加された設問で、上記2.でお知らせした「[法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ](#)」(PDF 822.2KB)の問1とほぼ同様の内容です。

■ 4 納税の猶予制度関係

問 8. 緊急経済対策に盛り込まれた納税の猶予制度の特例(4月8日追加)

4月7日に閣議決定された「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策](#)」(e-Tax News No.191「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 — 閣議決定](#)」(2020年4月8日発行)にてお伝えしています。)では、雇用の維持と事業の継続のため、いくつかの税制上の措置を講じることが提案されています。

この問8では、緊急経済対策に盛り込まれた税制措置のうち「納税の猶予制度の特例」^(*)について、財務省から公表されている資料「[新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」\(案\)](#)」(PDF 284.2KB)を紹介するとともに、以下の内容を明らかにしています。

- ・ この特例は関係法案が成立した後に適用されることから、税務署では、それまでの間は現行制度に基づいて対応する。
- ・ この特例は、現行制度に基づく猶予制度が適用された方についてもさかのぼって利用することができるよう検討されていることから、現行制度に基づく猶予の適用を受けた方には、法案の成立後、税務署から必要な手続等をご案内する。

(*) この制度の概要が説明されている、2020年4月7日に財務省のウェブサイトにおいて公表された「[資料\(国税関係\)](#)」(PDF 282.7KB)(税制上の措置(案)の各項目の説明資料)が、4月9日に一部修正されました。これに伴い、e-Tax News No.191「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 — 閣議決定](#)」(2020年4月8日発行)の＜国税関係＞「(1)納税の猶予制度の特例」の記載(【修正前】の「」の部分)は【修正後】のように置き換えられます。

【修正前】

(1)納税の猶予制度の特例

2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税について、個人法人の別は問わず、2020年2月「[から納期限までの任意の期間](#)」(1ヶ月以上)において、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね 20%以上減少しており、かつ一時に納税を行うことが困難である場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間、国税の納税を猶予する特例が設けられる。

【修正後】

(1)納税の猶予制度の特例

- 2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税について、個人法人の別は問わず、2020年2月「[1日以後における一定の期間](#)」(1ヶ月以上)において、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね 20%以上減少しており、かつ一時に納税を行うことが困難である場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間、国税の納税を猶予する特例が設けられる。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.